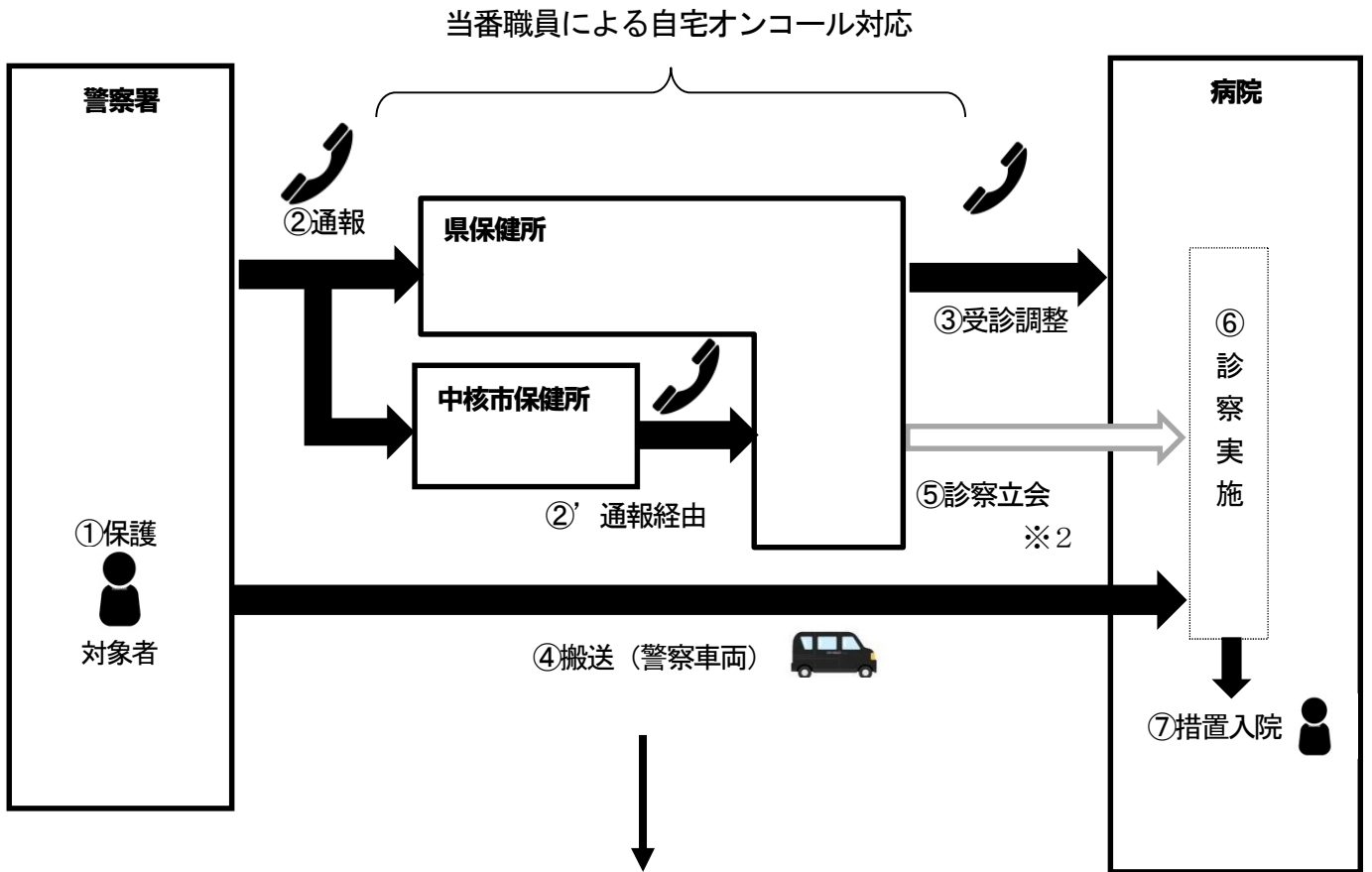


## 夜間・休日における通報受理・移送体制



令和2年度から県主体による移送を予定 ※1 (名古屋市除く)

※1 緊急時は警察の判断による警職法での搬送が実施される。

※2 緊急時は保健所職員の立会を省略して、緊急措置診察を実施する。

# 【令和2年度～】通報受理・移送体制について（案）

